

まち・ひと・しごと創生

瑞浪市人口ビジョン・瑞浪市総合戦略策定方針

1 経緯

- 人口減少問題を克服し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、「まち・ひと・しごと創生法」が施行された。
- 同法第10条において、市町村は、地方版総合戦略を策定するよう努めなければならないこととされている。

2 策定体制等

- 「まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部」を設置。同本部は部長級職員で構成し、市長を本部長、副市長を副本部長とする。また、その下部の検討組織として「まち・ひと・しごと創生総合戦略庁内委員会」を設置し、具体的な内容を検討する。
- 「まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議」を設置し、意見交換を実施。同推進会議の構成員は、市長を議長とし、市議会・商工会議所・市金融協会・学校関係・連合自治会等の中から市長が委嘱する。

3 策定方針

- 総合戦略は、第6次瑞浪市総合計画において人口減少問題の解決に向け掲げた「まちづくりの重点方針『3プラス1』」を基礎として策定する。
- 策定後も、地域懇談会（市長と語る会）を実施し、広く市民の皆さんの意見を聴き、柔軟に見直しを行う。

4 対象期間

- 平成27年度～31年度の5カ年度とする。

5 策定スケジュール

- 平成27年10月の策定を目標とする。岐阜県の総合戦略とも調整をしながら策定する。